

令和4年度 第1回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和4年4月25日(月)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和4年4月25日 午前9時30分		
	閉会	令和4年4月25日 午前10時45分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員  出席 10名 欠席 1名  (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名		出欠等の別
	1番	杉山 照枝		○
	2番	二宮 慶晃		○
	3番	磯崎 加代子		○
	4番	細谷 晋之		△
	5番	三尋木 重夫		○
	6番	高杉 光男		○
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男		△
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄		○
	推進委員 岸地区	田淵 康男		○
	推進委員 共和地区	杉本 君雄		○
	推進委員 清水地区	山崎 貞和		○
	会議録署名委員	1番	杉山 照枝	2番
出席した事務局		事務局員	尾崎、小澤、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第1回総会会議録

令和4年4月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 報告

議長 : 今回、議案はありませんが非農地証明について2件報告があります。事務局から説明願います。

事務局 : 1ページをご覧ください。当該箇所は、XXXXXXXXXXのXXXX㎡です。本件は、地目が畑となっておりますが、対象地内に住宅、倉庫及び墓地が建っている状態です。更には土地所有者と管理者が異なるため、分筆をして所有者を明確にすることを目的に非農地証明願いが出されたものです。

2、3ページをご覧ください。全部事項証明書です。3ページには登記の日付があり、農地法が制定された昭和27年より前の昭和24年に住宅が建築されていることがわかります。

4、5ページをご覧ください。位置図です。4ページの地図上で岸交差点から平山方面に進んだ先が当該箇所です。5ページが拡大図です。

6ページをご覧ください。公図です。太い線で囲われているところが当該箇所です。

7ページをご覧ください。現況平面図です。図面を見ていただくと、対象地に住宅・墓地・倉庫があることがわかります。それぞれ所有者が異なるため、図面のとおりに分筆されるということです。

8、9ページが田淵推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のように、住宅・墓地・倉庫が建っていることを確認しました。墓地は昭和48年に建てられ、また倉庫は昭和33年に建築、隣接するXXXXXXXXXXに登記、課税されていることを確認しました。少なくとも50年以上前から現在と同じような使われ方をしており、農地への復旧は困難なため非農地証明を発行しました。以上です。

議長 : 現地を確認した田淵推進委員から何かありますか。

田淵推進委員 : 現地確認したときに、私が生まれる前から建っていた家なので、ここの登記地目が農地ということに驚嘆しています。ここで登記地目を現況と合わせることで、所有者もはっきりするのであればいいのではないのでしょうか。

議長 : 昭和24年から家が建っていたということで、農地法が成立する昭和27年より前ということを入念に入れて意見を言っていただければと思います。

杉山委員 : 今回、非農地証明を発行してから地目変更するというところでよろしいですか。

事務局 : そうです。非農地証明を発行後、法務局で地目変更の手続きをするということです。

杉山委員 : 農地パトロールを行う際に、登記地目が畑となっていることを農業委員が早く気づいていればここまで放置されなかったのではないかと。

事務局 : 今回の場所については、現況が宅地のため農地として地図上に反映していません。

三尋木委員 : 建物自体は昭和53年に改築されているが、この時に建築確認申請は出てこなかったのか。

- 事務局 : 当時、建築確認申請が出ていたかについては確認できておりません。
- 議長 : 他に意見等がありますか。
- 三尋木委員 : 農地パトロールを行った際、地図は農地として色塗りがされていましたか。
- 事務局 : 当該箇所は現況が宅地だったため、農地の色になっていません。
- 三尋木委員 : それでは農地パトロールの意味がないのではないかと。登記が農地なら地図を農地の色にしておくべきなのではないかと。
- 事務局 : 現状で宅地課税になっているところは、ほとんど住宅が建っていると思います。そこを全て確認すると委員の皆さまの負担が増えてしまいますが大丈夫でしょうか。今の制度では、転用後 10 年以上経過後、原状回復命令を行わなければ非農地証明を出さざるを得ないです。また、原状回復命令には、多額の費用が発生することもあるため中々難しいです。
- 三尋木委員 : 転用後 10 年経っていても指導していく必要があると思います。そのような考えだから、10 年以上経っていたら非農地でしようがないとなってしまうのではないかと。
- 事務局 : 例えば、100 年前まで遡るのか、農地法施行からでいいのか、いろいろな考えがありますでしょうか。
- 三尋木委員 : 100 年前でも現状に合わせていくべきではないかと。事務局の考えでは、転用後 10 年たてば非農地証明を出さなきゃいけない、これでは時間の経過とともに違反転用が増えるのではないかと。
- 事務局 : 転用後 10 年経ったから出さなきゃいけないのではなく、証明願いを出されて原状回復命令を行わなければ、非農地証明を発行するのが今の制度です。登記地目が農地で現況が宅地課税のところは多々あるため、何百筆の土地を追加見ていただくことになり、皆さまの負担になると思いますが大丈夫でしょうか。
- 三尋木委員 : それを見るのが農業委員会の仕事じゃないのか。
- 杉山委員 : 負担になってもいいので、そうしたほうがいいと思います。
- 議長 : 皆さんやる気があるので、ここはひとつ委員の気持ちを汲むということはどうでしょうか。
- 事務局 : わかりました。それでは、登記地目が農地であるところは色塗りすることにします。
- 議長 : 何か意見等ありますか。
- 杉本推進委員 : 今回と同様の事例もあると思うので、全体的な見直しが必要だと思います。
- 議長 : 他にご意見等がありますか。特になければ、もう 1 件の非農地証明について、事務局から説明願います。
- 事務局 : 10 ページをご覧ください。当該箇所は、■■■■■■■■■■の■■■■ m<sup>2</sup>です。本件は、申請者の■■■■■■■■■■氏が隣接する住宅と一緒に売りに出すことを、不動産屋に相談した時に登記地目が田だったため、非農地証明の相談があったものです。
- 11 ページが全部事項証明書です。
- 12、13 ページをご覧ください。位置図です。対象地は■■■■■■■■■■の周辺にあります。13 ページが拡大図です。

14 ページが公図です。太く囲われているところが当該箇所です。

15、16 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり、日本庭園として使用されており、農地性がないことを確認しました。農地への復旧は困難なため非農地証明を発行しました。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 申請者が子どもの頃、およそ 60 年前から日本庭園として使用されていたとのことで、大きな池と大きな庭石があり、農地としての形態はありませんでした。

議長 : 何か意見等ありますか。

三尋木委員 : この場所は、農地パトロール時の地図に農地として表示してありましたか。

事務局 : 農地として表示していましたが、周りを木で囲われていることや、目の前に広い畑があったため、パトロール時にわかりにくかったと思います。

議長 : 他にご意見等がありますか。特になければ全体協議ということで令和 5 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について事務局から説明願います。

事務局 : 17 ページをご覧ください。令和 5 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見についてですが、前回の総会時には、税制要望について時間がない中、決めてしまい、大変ご迷惑をおかけしました。農地等の利用の最適化の推進に関する意見につきましては、4 月末までに神奈川県農業会議に報告することとなっています

18 ページから 21 ページが取りまとめ要領です。

22 ページをご覧ください。先月の総会で示しました 5 つの案の再確認をしたいと思います。

1 つ目、鳥獣害防止柵の設置が不可能な道路部分からの有害獣侵入に対する防止技術を確立し、それに対する支援策を講じること。

2 つ目、獣害に係る農地及びこれを支えるのり面の崩落・損壊に対する保証制度（復旧費の助成等）の設置について。

3 つ目、中山間地域での省力化に向けた農業分野におけるドローンの活用方法の検討や実証の実施について。

4 つ目、農地中間管理事業の制度内容に盛り込まれているとおり、農地中間管理機構において基盤整備ができるよう、県単独「農とみどりの整備事業」の中でこれをひとつの補助メニューとして位置づけ、機構への財産的支援を行うことについて。

5 つ目、今年度新規の意見として鳥獣被害対策実施隊に対する活動費の拡充ということで、罟の設置や、見回り、止め刺し、処分等の活動や拘束時間に見合う支援制度の拡充について報告したいと考えています。

議長 : 何か追加の意見等ございますか。特に追加の意見等がないようなので、この 5 つの案を報告する形でいかかでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : それでは、山北町として 5 つの意見を報告してください。続きまして、農業者年金加入推進員（加入推進部長）の選任について事務局から説明願います。

事務局 : 23、24 ページをご覧ください。農業者年金加入推進員の選任についてですが、昨年度、磯崎職務代理にお願いしておりましたが、事務局としましては、今年度に

つきましても経験のある磯崎職務代理にお願いしたいと考えています。

議長 : 何か意見等ありますか。特に意見がなければ今年度につきましても、磯崎職務代理ということでよろしいですか。

全員 : 異議なし。

職務代理 : 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で思うような活動が出来なかったのが今年度は感染対策を十分にして推進活動をしていきたいと思ひます。皆様の周りで農業者年金に加入していない対象者がいましたら、情報の提供とご協力をお願いします。

遠藤推進委員 : 既に加入者している人を紹介しても仕方ないので、事務局から自分の担当する地区の加入者リストを教えてもらいたい。

事務局 : 来月の総会までに加入者リストを調べます。

#### 4 その他

議長 : その他、何かありますか。

杉山委員 : 農地の貸し借り、売買や農地転用について、許可が必要ということを知らない方がいます。闇耕作や違反転用に繋がるため、そのような人に農地法の周知をした方がいいと思ひますがどうでしょうか。

事務局 : 違反転用や闇耕作を少なく出来ると思ひますので、町の広報等で周知したいと思ひます。

議長 : 他に何かありますか。特になければ次回総会の日程を決定したいと思ひます。次回は5月25日9時30分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願ひします。

#### 5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10:45)